

一般社団法人日本バイアスロン連盟謝金規程

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バイアスロン連盟の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、理事会において協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

(変更)

第4条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補足)

第5条 その他、必要な事項は、理事会の決議により定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）および所管する税務署の指示に従うこととする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年3月23日改正

令和元年7月27日改正

別表1 一般社団法人日本バイアスロン連盟謝金基準表

労務内容	対象者		単位	支払限度額	備考
選手強化活動で国内・海外強化合宿・海外大会参加に係わる場合	役員・強化スタッフ		1,250円/1時間	10,000円 (上限8時間)	*移動日は除く ドクターは、原則、日本体育協会公認スポーツドクター有資格者に限る。 トレーナーは、原則、日本体育協会公認スポーツプログラマー有資格者・アスレティックトレーナー有資格者に限る。
	スポーツドクター・トレーナー・管理栄養士		1,875円/1時間	15,000円 (上限8時間)	
	支援スタッフ(通訳等)		1,250円/1時間	10,000円 (上限8時間)	
競技会、講習会等のスポーツ行事運営	運営役員・スタッフ・審判員・NFRef委員		1,250円/1時間	10,000円 (上限8時間)	
	運営支援スタッフ (大会準備間の雑務含む)		875円/1時間	7,000円 (上限8時間)	
	医師		5,000円/1時間	25,000円	
	看護師			(上限5時間)	
競技会、講習会等の実技指導	スポーツ指導者、審判員、スポーツトレーナー		5,000円/1回	10,000円 (上限2時間)	※日当の場合は、大会スタッフ基準による
講演(専門的テーマ)	講演者		15,000円/1回	30,000円 (上限2時間)	
講義	講義講師		12,000円/1時間	12,000円	
発表	発表者		3,500円/1回	3,500円	(30分程度)
司会	司会		20,000円/1回	20,000円	(2時間)
通訳	通訳者		12,500円/半日(4時間)	50,000円	ボランティアはスタッフ相当
翻訳	翻訳者	外国語翻訳	枚(400字相当)	4,000円	
		日本語翻訳	枚(200字相当)	6,000円	
マネジメント機能強化	ジェネラルマネージャー		月(週休2日相当)	770,000円	継続2ヶ月以上
			日(8時間)	35,000円	

※1. 上記表を基準とするが、講師、指導者と契約する場合に相談のうえ単価は変更できるものとするが適正な単価となるようにする。

基準表と異なる単価にする場合は理事会の了承を得ること。

2. 諸謝金の支払いにおいては、JBFにおいて、所得税10%(原則)の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。ただし、団体からの派遣において団体名で支払う場合は、源泉徴収はしないものとする。

附則：平成24年3月23日改正

令和元年7月27日改正